

**第25期小山市農業委員会
第20回総会議事録**

令和7年1月27日

1. 開催日時 令和7年1月27日（月）午後2時31分から午後3時27分

2. 開催場所 小山市役所6階 大会議室

3. 出席委員 18人

会長 19番 大塚 稔（議長）

1番 保坂 健司

2番 篠原 和香子

3番 篠崎 巖

4番 永嶋 朋子

6番 田口 正剛

7番 玉野 一雄

8番 寺田 仁一

9番 黒崎 照男

10番 本橋 信男

11番 舘野 強志

12番 菅沼 正治

13番 杉山 力

14番 山口 誠英

15番 山本 光康

16番 石川 政道

17番 野原 重雄

18番 柏瀬 勝彦

欠席委員 1人

5番 鶴見 礼夫

4. 付議事件

議案第1号	農地法第3条第1項の規定による許可申請について
議案第2号	農地法第5条第1項の規定による許可申請について
議案第3号	非農地証明願について
議案第4号	農業振興地域整備計画に係る農用地区域の変更について（重要変更）
議案第5号	農用地利用集積計画（利用権設定等促進事業）の決定について
議案第6号	農地中間管理事業の推進に関する法律による農用地利用集積等促進計画案について（再配分）

報告第1号	農地法第18条第6項の規定による通知書について
報告第2号	農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出の事務局長専決処理案件について
報告第3号	農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出の事務局長専決処理案件について

5. 出席職員

農業委員会事務局

	事務局長	高橋	信雄
農地調整係	係長	根本	護
	主査	金澤	卓哉
	主事	山中	啓
農地利用最適化推進係	係長	中村	俊也
	主査	田熊	友裕
農政対策係	係長	武藤	妙子

農政課

担い手・農地総合対策室

農業振興係	係長	上野	哲
	主事	堀口	里奈

事務局	総会開会にあたり、出席委員数をご報告申し上げます。ただいまの出席委員数は18名であります。農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により過半数を超えておりますので、総会は成立いたします。開会に先立ちまして、大塚会長にご挨拶をお願いいたします。
会 長	(会長挨拶)
事務局	ありがとうございました。小山市農業委員会総会規則第5条により、総会議長は会長が務めることになっておりますので、大塚会長にこれよりの議事進行をお願いいたします。
議 長	ただいまより、第20回小山市農業委員会総会を開会いたします。お手元の議事日程に基づきまして、議事を進行していきたいと思っております。 初めに、議事録署名人の選出を行いたいと思っております。いかに選出したらよろしいかお諮りします。 (議長一任との声あり)
議 長	それでは、1番保坂健司委員、18番柏瀬勝彦委員を議事録署名人に任命いたします。よろしく申し上げます。 なお、会議の書記につきましては、農業委員会事務局の山中主事を指名いたします。 それでは議事に入ります。お手元の議案書をご覧ください。 議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」、事務局の説明を求めます。
事務局	議案第1号 農地法第3条農地等の権利移動に関する許可申請につきまして、ご説明を申し上げます。 議案書の2・3ページ、別紙位置図1から5ページをご覧ください。 今回は、7件の申請がございました。 まず、番号1番につきまして、ご説明申し上げます。 こちらは贈与に関する案件でございます。 対象農地は : 田1筆 面積 2,284㎡ 権利取得後の経営面積は : 111a 農機具等の保有状況は:トラクター、管理機等を所有しており 労働力は: 4人 申請地は、自宅から2kmのところに位置する農地です。 以上が1番でございます。 続きまして、番号2番につきまして、ご説明申し上げます。

こちらは賃借権設定に関する案件でございます。

対象農地は　：畑8筆　面積　9,885㎡

権利取得後の経営面積は　：98a

農機具等の保有状況は：コンバイン、田植え機等を所有しており

労働力は：　1人

申請地は、主たる事務所から2.5kmのところに位置する農地です。

以上が2番でございます。

続きまして、番号3番につきまして、ご説明申し上げます。

こちらは売買に関する案件でございます。

対象農地は　：畑2筆　面積　1,219㎡

権利取得後の経営面積は　：165a

農機具等の保有状況は：トラクター、コンバイン等を所有しており

労働力は：　1人

申請地は、自宅から6kmのところに位置する農地です。

以上が3番でございます。

続きまして、番号4番につきまして、ご説明申し上げます。

こちらは贈与に関する案件でございます。

対象農地は　：畑1筆　面積　366㎡

権利取得後の経営面積は　：186a

農機具等の保有状況は：トラクター、コンバイン等を所有しており

労働力は：　2人

申請地は、自宅から1kmのところに位置する農地です。

以上が4番でございます。

続きまして、番号5番につきまして、ご説明申し上げます。

こちらは贈与に関する案件でございます。

対象農地は　：畑1筆　面積　337㎡

権利取得後の経営面積は　：37a

農機具等の保有状況は：トラクター等を所有しており

労働力は：　1人

申請地は、自宅から1kmのところに位置する農地です。

以上が5番でございます。

続きまして、番号6番につきまして、ご説明申し上げます。

こちらは贈与に関する案件でございます。

対象農地は　：畑2筆　面積　3,841㎡

権利取得後の経営面積は : 59 a
農機具等の保有状況は:トラクター等を所有しており
労働力は: 1人
申請地は、自宅から0.1 kmのところに位置する農地です。
以上が6番でございます。

続きまして、番号7番につきまして、ご説明申し上げます。
こちらは売買に関する案件でございます。
対象農地は : 田1筆 面積 2,496 m²
権利取得後の経営面積は : 106 a
農機具等の保有状況は:トラクター、コンバイン等を所有しており
労働力は: 2人
申請地は、自宅から0.2 kmのところに位置する農地です。
以上が7番でございます。

以上、7件の案件につきまして、受け人の農業機械・労働力・技術・通作距離等に問題がなく、農地法第3条第2項各号の不許可要件には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると思われます。また、受付後、申請書類及び添付書類を点検・補正し、現地調査を行うなどしましたところ、問題はございませんでした。
ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議 長 ただいま、事務局より説明がありましたが、引き続き、地元委員の補足説明をお願いいたします。

13番 番号1番について、補足説明をさせていただきます。
渡し人は農地の管理に苦慮しており、以前より農地の処分を検討していました。そのため隣地を耕作する渡し人と相談し、農地を贈与することになり、今回の申請に及んだものです。
許可することが相当と思われますので、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

9番 番号2番について、萱橋地区と梁地区の農地が対象になっていますが、私が代表して補足説明をさせていただきます。
受け人は以前より申請地を相対で貸借しており、今後も耕作していくことから、正式に貸借を結ぶこととしたため、今回の申請に及んだものです。
許可することが相当と思われますので、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

9番 続きまして、番号3番について、補足説明をさせていただきます。
渡し人は農地の管理に苦慮しており、以前より農地の処分を検討していました。そのため渡し人と相談したところ、農地を売買することになり、今回の申請に及んだものです。

許可することが相当と思われるので、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

9 番

続きまして、番号6番について、補足説明をさせていただきます。

渡し人は農地の管理に苦慮しており、以前より農地の処分を検討していました。そのため親戚である渡し人と相談したところ、農地を贈与することになり、今回の申請に及んだものです。

許可することが相当と思われるので、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

4 番

番号4番5番について、関連がありますので、あわせて補足説明をさせていただきます。

互いに自宅から近い農地で耕作したいと考え、相談したところ、農地をお互いに贈与することになり、今回の申請に及んだものです。

許可することが相当と思われるので、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

7 番

番号7番について、補足説明をさせていただきます。

渡し人は農地の管理に苦慮しており、以前より農地の処分を検討していました。そのため親戚である渡し人と相談したところ、農地を売買することになり、今回の申請に及んだものです。

許可することが相当と思われるので、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議 長

ただいま、地元委員からの補足説明がありました。これより、質疑を行います。質疑のある方は、順次、発言願います。

(特になし)

議 長

これにて、質疑を終了します。これより、採決を行います。

議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」、原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

(異議なしとの声あり)

議 長

「異議なし」と認め、議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」、原案のとおり可決いたします。

次に、議案第2号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」、事務局の説明を求めます。

事務局

議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について、ご説明申し上げます。

議案書4ページ、別紙位置図6ページでございます。

今回は、2件の申請がございました。1月17日に調査委員会第3班と事務局で現地確認を

実施いたしました。

それでは、番号1番をご覧ください。

転用の目的は、広域型特別養護老人ホームでございます。

転用しようとする土地は、田1筆、面積4,121㎡。

売買を伴う転用の申請でございます。

申請の理由ですが、受け人は、特別養護老人ホームを営む社会福祉法人です。平成30年に申請地の北側に農地法の転用許可を得て特別養護老人ホームを開設しました。年々増加する介護施設の需要に応えるため、既存敷地を南側に拡張する形でもう一棟建築する計画をたて、今回の申請に至ったとのことです。

また、令和6年度に行われた市の広域型特別養護老人ホームの公募に申請し、事業の認定を受けております。

申請地は10ヘクタール以上の広がりのある一団の農地で、農地区分は第1種農地と考えられますが、特別養護老人ホームは土地収用法に該当する公共性が高いと認められる事業であり、第1種農地の不許可の例外に該当すると考えられます。

他法令につきましては、いずれも支障なし。

取水は井戸、排水は浄化槽処理後に美田中部土地改良区の水路へ放流とのことで、同意書が添付されています。雨水は浸透槽で処理。

周辺の隣地状況ですが、北は宅地、東は道路、南は農地、西は水路。農地との境には擁壁を設けて被害を防除するとのことです。

資金計画につきましては、全体事業費10億525万円で、融資で賄うとのことで融資証明書が添付されております。

以上が1番でございます。

続きまして、番号2番をご覧ください。

転用の目的は、一般住宅でございます。

転用しようとする土地は、畑1筆、面積236㎡。

使用貸借権設定を伴う転用の申請でございます。

申請の理由ですが、渡し人と受け人は申請地に隣接する既存宅地に居住しておりますが、建物の老朽化や駐車場の不足を感じており、建て替えを計画しました。既存敷地と申請地を一体の土地として転用することで建築に必要な面積を確保できるため、今回の申請に至ったとのことです。

申請地は宅地雑種地に囲まれた小集団の農地で、農地区分は第2種農地と考えられます。

他法令につきましては、いずれも支障なし。

取水は市水道、排水は浄化槽処理後地域の排水管に放流。雨水は敷地内自然浸透。

周辺の隣地状況ですが、北・南は宅地、東・西は道路。

資金計画につきましては、全体事業費2,504万円で、融資及び自己資金で賄うとのことで、融資証明書と残高証明書が添付されております。

以上が2番でございます。

以上2件につきまして、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議 長

事務局の説明が終わりました。引き続き、地元委員の補足説明をお願いします。

18番

番号1番について、補足説明いたします。

受け人は、特別養護老人ホームを営む社会福祉法人です。平成30年に今回申請地の隣接に特別養護老人ホームを開設しました。増加する需要に応えるため、既存敷地を拡張する形でもう一棟建築する計画をたて、今回の申請に至ったとのこと。

許可することが相当と思われます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

9番

番号2番について、補足説明いたします。

受け人は申請地の隣接に居住しておりますが、建物の老朽化や駐車場の不足を理由に建替えを計画しました。既存敷地と申請地を一体の土地として転用することで建築に必要な面積を確保できるため、今回の申請に至ったとのこと。

許可することが相当と思われます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議 長

ただいま、地元委員からの補足説明がありました。これより、質疑を行います。質疑のある方は、順次、発言願います。

(特になし)

議 長

これにて、質疑を終了します。これより、採決を行います。

議案第2号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」、原案のとおり決すること、ご異議ございませんか。

(異議なしとの声あり)

議 長

「異議なし」と認め、議案第2号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」、原案のとおり可決いたします。

次に、議案第3号「非農地証明願について」、事務局の説明を求めます。

事務局

議案第3号 非農地証明願について、ご説明申し上げます。

議案書4ページ、別紙位置図7ページでございます。

今回は、1件の願出がございました。1月17日に調査委員会3班と事務局で現地確認を実施いたしました。

それでは、番号1番をご覧ください。

願出地は、畑1筆、面積190㎡。

願出の理由ですが、願出地は平成11年以前から宅地の一部として利用されてきました。調査をしたところ、敷地の一部が農地に越境していることが判明し、今後も宅地として使用したいと考え、今回の願出に至りました。

願出地は、航空写真により、少なくとも25年以上宅地として使用されてきたことを確認しております。

以上が1番でございます。

以上1件につきまして、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議 長

ただいま、事務局より説明がありましたが、引き続き、地元委員の補足説明をお願いいたします。

18番

番号1番について、補足説明いたします。この件に関しまして、私も願出地の現地調査や関係者から事情を伺いました。

願出地は、平成11年以前から住宅の一部として利用されてきました。敷地が農地であることが判明し、今後も宅地として利用するため、今回の願出に及んだとのこと。

非農地で証明してやむを得ないものと思われます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議 長

ただいま、地元委員からの補足説明がありました。これより、質疑を行います。質疑のある方は、順次、発言願います。

(特になし)

議 長

これにて、質疑を終了します。これより、採決を行います。

議案第3号「非農地証明願について」、原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

(異議なしとの声あり)

議 長

「異議なし」と認め、議案第3号「非農地証明願について」、原案のとおり可決いたします。

次に、議案第4号「農業振興地域整備計画に係る農用地区域の変更について（重要変更）」を審議いたしますが、この案件は、市農政課から意見聴取を求められている案件ですので、農政課職員の出席を求めます。

(農政課職員入室)

議 長

それでは、議案第4号「農業振興地域整備計画に係る農用地区域の変更について（重要変更）」について事務局の説明を求めます。

事務局

議案第4号 農業振興地域整備計画に係る農用地区域の変更（重要変更）につきまして、ご説明を申し上げます。

議案書5・6ページ、別紙位置図8から11ページでございます。

この案件は、市農政課に申出のあった、農業振興地域の農用地区域からの除外につきまして、農業委員会の意見を求められております。

今回は8件の申出がございました。令和6年12月17日に調査委員会第1班と事務局で現地確認を実施いたしました。

それでは、番号1番をご覧ください。

変更する用途は、一般住宅でございます。

変更する農地は、畑1筆、面積1,089㎡の内480.20㎡。

申出の理由ですが、申出者は実家に家族と暮らしていますが、子どもの成長に伴い手狭になっており、自己用住宅の建築を計画しました。申出地は実家の近くであり、分家住宅に必要な面積を確保できることから適地であり、今回の申出に至りました。

申出地は10ヘクタール以上の広がりのある一団の農地で、農振除外後の農地区分は第1種農地と考えられますが、既存集落から滲み出し的に行われる転用であり、第1種農地の不許可の例外に該当すると考えられます。

なお、集团的農用地の縁辺部に位置し、農地の利用集積に支障を及ぼすおそれがあると認められず、また被害防除措置が検討されているため、変更後の周辺農地への営農条件に支障を生ずるおそれも認められません。

以上が1番でございます。

続きまして、番号2番をご覧ください。

変更する用途は、店舗敷地でございます。

変更する農地は、畑5筆、面積3,252㎡。

申出者は飲食の提供を業とする法人でございます。申出地の隣に出店しておりますが、来客が多いために空席待ちになることもあり、新たな店舗の出店を計画しました。申出地は需要が見込める地域であり、面積も適当であるため、今回の申出に及んだとのこと。

申出地のうち、1筆は水道管、下水道管が埋設された道路の沿道にあり、容易にこれらの便益を享受することができ、かつ、おおむね500m以内に2つ以上の医療施設が存在している農地であるため、農地区分は第3種農地と考えられまして、原則許可。外4筆は10ヘクタール以上の広がりのある一団の農地で、農振除外後の農地区分は第1種農地と考えられますが、県道沿いの休憩所であり、第1種農地の不許可の例外に該当すると考えられます。

なお、集团的農用地の縁辺部に位置し、農地の利用集積に支障を及ぼすおそれがあると認められず、また被害防除措置が検討されているため、変更後の周辺農地への営農条件に支障を生

ずるおそれも認められません。

以上が2番でございます。

続きまして、番号3番をご覧ください。

変更する用途は、店舗敷地でございます。

変更する農地は、田1筆畑1筆、面積2498.67㎡。

申出者はコンビニエンスストアの運営をしており、新規出店の計画を進めています。新国道4号線や周辺の大型商業施設等が影響する交通量の多い市道に面しております。近隣には小山運動公園もあり、コンビニの需要が見込める適地であります。近隣のコンビニエンスストアの売上高は栃木県平均の1.5倍と好調であり、申出地も売り上げが見込めるため、出店の計画を進め、今回の申出に及んだとのことです。

申出地は宅地雑種地に囲まれた小集団の農地で、農地区分は第2種農地と考えられます。

なお、集团的農用地の縁辺部に位置し、農地の利用集積に支障を及ぼすおそれがあると認められず、また被害防除措置が検討されているため、変更後の周辺農地への営農条件に支障を生ずるおそれも認められません。

以上が3番でございます。

続きまして、番号4番をご覧ください。

変更する用途は、店舗敷地でございます。

変更する農地は、畑1筆、面積2,484㎡の内486.59㎡。

申出者はコンビニエンスストアの運営をしており、以前よりコンビニを営業しております。駐車場の不足に伴い路上駐車等の問題が起きており、駐車場敷地の拡張を計画しました。申出地は既存敷地に隣接する適地であり、今回の申出に至ったとのことです。

申出地は10ヘクタール以上の広がりのある一団の農地で、農振除外後の農地区分は第1種農地と考えられますが、既存敷地の2分の1以下の転用であり、第1種農地の不許可の例外に該当すると考えられます。

なお、集团的農用地の縁辺部に位置し、農地の利用集積に支障を及ぼすおそれがあると認められず、また被害防除措置が検討されているため、変更後の周辺農地への営農条件に支障を生ずるおそれも認められません。

以上が4番でございます。

続きまして、番号5番をご覧ください。

変更する用途は、一般住宅でございます。

変更する農地は、畑1筆、面積2,681㎡の内391.94㎡。

申出者は実家の家業であるイチゴ農家を両親と営んでおり、実家の隣地に自己用住宅の建築を計画しました。実家の近くで父が所有する申出地が適地であるため、今回の申出に至ったとのことです。

申出地は10ヘクタール以上の広がりのある一団の農地で、農振除外後の農地区分は第1種

農地と考えられますが、既存集落から滲み出し的に行われる転用であり、第1種農地の不許可の例外に該当すると考えられます。

なお、集团的農用地の縁辺部に位置し、農地の利用集積に支障を及ぼすおそれがあると認められず、また被害防除措置が検討されているため、変更後の周辺農地への営農条件に支障を生ずるおそれも認められません。

以上が5番でございます。

続きまして、番号6番をご覧ください。

変更する用途は、一般住宅でございます。

変更する農地は、畑1筆、面積1,124㎡の内305㎡。

申出者の夫婦には子どもが生まれる予定であり、自己用住宅の建築を計画しました。今後の子育てに協力が得られる妻の実家の近くで土地を探したところ、申出地が適地であるため、今回の申出に至ったとのことです。

申出地は10ヘクタール以上の広がりのある一団の農地で、農振除外後の農地区分は第1種農地と考えられますが、既存集落から滲み出し的に行われる転用であり、第1種農地の不許可の例外に該当すると考えられます。

なお、集团的農用地の縁辺部に位置し、農地の利用集積に支障を及ぼすおそれがあると認められず、また被害防除措置が検討されているため、変更後の周辺農地への営農条件に支障を生ずるおそれも認められません。

以上が6番でございます。

続きまして、番号7番をご覧ください。

変更する用途は、一般住宅でございます。

変更する農地は、畑2筆、面積1,510㎡の内419.38㎡。

申出者は借家に夫婦で居住しておりますが、手狭に感じており、自己用住宅の建築を計画しました。将来の介護を考えて実家の近くで土地を探したところ、申出地が適地であるため、今回の申出に至ったとのことです。

申出地は10ヘクタール以上の広がりのある一団の農地で、農振除外後の農地区分は第1種農地と考えられますが、既存集落から滲み出し的に行われる転用であり、第1種農地の不許可の例外に該当すると考えられます。

なお、集团的農用地の縁辺部に位置し、農地の利用集積に支障を及ぼすおそれがあると認められず、また被害防除措置が検討されているため、変更後の周辺農地への営農条件に支障を生ずるおそれも認められません。

以上が7番でございます。

続きまして、番号8番をご覧ください。

変更する用途は、駐車場敷地でございます。

変更する農地は、畑4筆、面積5,989㎡の内5,357.41㎡。

申出者は筑西市で貨物運送業を営んでおります。事業に必要な駐車場敷地が不足しているため、自社敷地の近くで駐車場を借りておりますが、借りられなくなる可能性があります。そのため、早急に自社で駐車場を確保する必要があり、土地を探しておりました。申出地は国道50号線や新国道4号線に近く、運送業を行うのに利便性が高い土地であり、道路の交通量が比較的少なく、トラックやトレーラー等の出入りがしやすい適地であり、今回の申出に至ったということです。

また、申出者の法人には、現所有者の法人の代表者が役員として所属しております。

現所有者である法人は令和3年6月に3条許可で所有権移転しております。農地として取得した土地を同じ法人が数年以内に転用する場合には、経緯書等を求めて慎重に判断する必要があります。

しかし、今回の場合は所有する法人と転用する法人の代表者、役員構成、事業内容が異なるため、あくまで別法人の申請として審査を行いました。別法人として判断することについては、県農政課に相談した結果を踏まえております。

申出地は宅地雑種地に囲まれた小集団の農地で、農地区分は第2種農地と考えられます。

なお、集团的農用地の縁辺部に位置し、農地の利用集積に支障を及ぼすおそれがあると認められず、また被害防除措置が検討されているため、変更後の周辺農地への営農条件に支障を生ずるおそれも認められません。

以上が8番でございます。

以上、8件につきまして、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議 長

ただいま、事務局より説明がありましたが、引き続き、地元委員の補足説明をお願いいたします。

1 番

番号1番について、補足説明いたします。

この件に関しまして、私も申出地の現地調査や関係者から事情を伺いました。

申出人は実家に居住しておりますが、子どもの成長に伴い手狭に感じており、自己用住宅の建築を計画しました。子育てや将来の親の介護に適した土地を探したところ、実家の近くで母が所有する申請地が適地であるため、今回の申出に至ったということです。

なお、申出地は集团的に存在する農地の縁辺部に位置し、農地利用の集積に支障を及ぼすおそれがないと思われます。

事務局説明のとおり相違はございません。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

1 1 番

番号2番について、補足説明いたします。

この件に関しまして、私も申出地の現地調査や関係者から事情を伺いました。

申出人は飲食業を営んでいる法人です。申出地の近隣で飲食店を営業していますが、来客が多く、混雑しているため、小山市内に店舗を追加することを計画しました。

申出地は交通量の多い県道沿いにあり、需要が見込めることから適地であり、今回の申出に至ったということです。

9 番

なお、申出地は集団的に存在する農地の縁辺部に位置し、農地利用の集積に支障を及ぼすおそれがないと思われます。事務局説明のとおり相違はございません。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

番号3番について、補足説明いたします。

この件に関しまして、私も申出地の現地調査や関係者から事情を伺いました。

申出人はコンビニエンスストアを運営する法人です。申出地については交通量の多い市道に面しており、近隣には小山運動公園もあるため、コンビニの需要が見込める適地であり、今回の申出に至ったとのことことです。

なお、申出地は集団的に存在する農地の縁辺部に位置し、農地利用の集積に支障を及ぼすおそれがないと思われます。

その他、ただいまの事務局説明のとおり相違はございません。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

9 番

続きまして、番号4番について、補足説明いたします。

この件に関しまして、私も申出地の現地調査や関係者から事情を伺いました。

申出人はコンビニエンスストアを運営する法人です。以前よりコンビニを営業しておりますが、駐車場の不足が問題となっておりあり、駐車場敷地の拡張を計画しました。申出地は既存敷地に隣接する適地であり、今回の申出に至ったとのことことです。

なお、申出地は集団的に存在する農地の縁辺部に位置し、農地利用の集積に支障を及ぼすおそれがないと思われます。

その他、ただいまの事務局説明のとおり相違はございません。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

9 番

続きまして、番号7番について、補足説明いたします。

この件に関しまして、私も申出地の現地調査や関係者から事情を伺いました。

申出人は市内の借家に夫婦で居住しておりますが、手狭に感じており、自己用住宅の建築を計画しました。

将来の両親の介護を考慮して実家の近くで土地を探したところ、実家の近くで伯父が所有する申出地が適地であるため、今回の申出に至ったとのことことです。

なお、申出地は集団的に存在する農地の縁辺部に位置し、農地利用の集積に支障を及ぼすおそれがないと思われます。

その他、ただいまの事務局説明のとおり相違はございません。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

8 番

番号5番について、補足説明いたします。

この件に関しまして、私も申出地の現地調査や関係者から事情を伺いました。

申出人は実家の家業であるイチゴ農家を両親と営んでおります。夫婦で借家に居住しており

ますが、将来的に家業を継ぐため、実家の隣地に自己用住宅の建築を計画しました。実家の近くで父が所有する申出地が適地であるため、今回の申出に至ったとのことことです。

なお、申出地は集団的に存在する農地の縁辺部に位置し、農地利用の集積に支障を及ぼすおそれがないと思われます。

その他、ただいまの事務局説明のとおり相違はございません。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

10番

番号6番について、補足説明いたします。

この件に関しまして、私も申出地の現地調査や関係者から事情を伺いました。

申出人は市外の借家に夫婦で居住しておりますが、子どもが生まれる予定であり、自己用住宅の建築を計画しました。子育ての協力が得られる妻の実家の近くで土地を探したところ、実家の近くで伯父が所有する申出地が適地であるため、今回の申出に至ったとのことことです。

なお、申出地は集団的に存在する農地の縁辺部に位置し、農地利用の集積に支障を及ぼすおそれがないと思われます。

その他、ただいまの事務局説明のとおり相違はございません。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

10番

続きまして、番号8番について、補足説明いたします。

この件に関しまして、私も申出地の現地調査や関係者から事情を伺いました。

申出人は筑西市で貨物運送業を営んでおります。事業成長に伴い仕事量は年々増加しておりますが、駐車場敷地が不足しております。自社敷地の近くで駐車場を借りておりますが、今後借り続けられる保証はありません。そのため、早急に自社で駐車場を確保する必要があり、土地を探しておりました。申出地は国道50号や新国道4号等の関係で周辺へのアクセスがよく、比較的出入りがしやすい適地であり、今回の申出に至ったとのことことです。

なお、申出地は集団的に存在する農地の縁辺部に位置し、農地利用の集積に支障を及ぼすおそれがないと思われます。その他、ただいまの事務局説明のとおり相違はございません。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長

ただいま、地元委員からの補足説明がありました。これより、質疑を行います。質疑のある方は、順次、発言願います。

(特になし)

議長

これにて、質疑を終了します。これより、採決を行います。

議案第4号「農業振興地域整備計画に係る農用地区域の変更について（重要変更）」に係る意見聴取を行った結果、農業委員会として議案のとおり変更を承認する旨、答申してよろしいでしょうか。

(異議なしとの声あり)

議 長 それでは、議案第4号「農業振興地域整備計画に係る農用地区域の変更について（重要変更）」について、農業委員会として議案どおり変更を承認する旨、小山市長に意見を提出いたします。

農政課職員は退席してください。

(農政課職員退室)

議 長 次に、議案第5号「農用地利用集積計画（利用権設定等促進事業）の決定について」、審議いたしますが、その中に委員に関する案件が1件あります。

これは、農業委員会等に関する法律第31条に規定する「議事参与の制限」に該当しますので、これらの案件を先に審議したいと思いますよろしくお願いします。

(異議なしとの声あり)

議 長 それでは、はじめに議案第5号の利用権設定分のうち、8ページ記載の番号3番は永嶋朋子委員に関する案件ですので、永嶋委員は、一旦退出願います。

(永嶋委員 退出)

議 長 議案第5号の利用権設定分のうち番号3番について、事務局の説明を求めます。

事務局 (議案書の内容を読み上げる)

議 長 ただいま、事務局より説明がありましたが、これより、質疑を行います。質疑のある方は、順次、発言願います。

(特になし)

議 長 これにて、質疑を終了します。これより、採決を行います。

議案第5号の利用権設定分のうち番号3番について、原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

(異議なしとの声あり)

議 長 「異議なし」と認め、議案第5号「農用地利用集積計画（利用権設定等促進事業）の決定について」の利用権設定分のうち番号3番について、原案のとおり可決いたします。

永嶋委員は入場してください。

(永嶋委員 入場)

議 長 続きまして、議案第5号の所有権移転分並びに利用権設定分の番号1番から2番及び4番から24番について、事務局の説明を求めます。

事務局 (議案書の内容を読み上げる)

議 長 ただいま、事務局より説明がありましたが、これより、質疑を行います。質疑のある方は、順次、発言願います。

(特になし)

議 長 これにて、質疑を終了します。これより、採決を行います。
議案第5号の所有権移転分並びに利用権設定分の番号1番から2番及び4番から24番について、原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

(異議なしとの声あり)

議 長 「異議なし」と認め、議案第5号「農用地利用集積計画（利用権設定等促進事業）の決定について」の所有権移転分並びに利用権設定分の番号1番から2番及び4番から24番について、原案のとおり可決いたします。

次に、議案第6号「農地中間管理事業の推進に関する法律による農用地利用集積等促進計画案について（再配分）」について、事務局の説明を求めます。

事務局 (議案書の内容を読み上げる)

議 長 ただいま、事務局より説明がありましたが、これより、質疑を行います。質疑のある方は、順次、発言願います。

(特になし)

議 長 これにて、質疑を終了します。これより、採決を行います。
議案第6号「農地中間管理事業の推進に関する法律による農用地利用集積等促進計画案について（再配分）」について、原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

(異議なしとの声あり)

議 長 「異議なし」と認め、議案第6号「農地中間管理事業の推進に関する法律による農用地利用
集積等促進計画案について（再配分）」について、原案のとおり可決いたします。

議 長 報告第1号から第3号について事務局の説明を求めます。

事務局 （報告書の内容を読み上げる）

議 長 以上で、本日の議題・報告はすべて終了いたしました。
以上をもちまして、第20回小山市農業委員会総会を閉会いたします。

この議事録は、山中主事が作成したものであり、その内容の正当なる事を証するため署名する。

令和 年 月 日

農業委員会長

議事録署名人

議事録署名人
